

京都市告示第530号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年1月28日

京都市長 門川大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大津淀線	伏見区深草向畑町1番地の1地先内	旧	メートル 125.60	メートル 10.20 ~ 13.65
		新	125.60	11.40 ~ 21.91

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
羽東師33号線	伏見区羽東師菱川町284番地の1地先内	旧	メートル 10.30	メートル 3.60
		新	10.30	4.18 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)